

年金

ご存知ですか？
国民年金保険料は、退職（失業）による特例免除があります！

所得の減少や失業などにより保険料を納付するのが経済的に困難な場合には、申請によって保険料の納付を免除（全額・半額）する制度があります。

○ 退職（失業）の場合は、特例免除の申請ができます。

特例免除のメリット

メリット1
保険料を一部納付したのと同じ免除の承認期間は、年金額は保険料が納付された場合に対して3分の1として計算されます。

メリット2

万が一の際にも確かな保障本来であれば保険料の納付が必要な、病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金などが免除承認期間については、支給対象の期間とされます。

メリット3

本人の所得を除外して審査特別免除とは、通常であれば審査の対象となる本人

所得を除外して審査を行い、保険料の納付が免除されるものです。（注）配偶者、世帯主に一定以上の所得があるときは保険料免除が認められない場合があります。）

手続き先

- ・ 役場町民課年金係窓口
- ・ 社会保険事務所

手続きに必要なもの

- ① 年金手帳又は基礎年金番号がわかるもの（納付書など）
- ② 認印（本人が署名する場合は不要）
- ③ 失業していることを確認できる雇用保険受給資格者証、離職票等の写。

問い合わせ

役場町民課年金係
☎ 985-4106

4月の納税

固定資産税 第1期・全期

口座振替日は

銀行・信金・郵便局 4月25日（火）
農協 4月27日（木）

※ 納税は便利な口座振替で
～納税は 明るい未来の 第一歩～

税

確定申告が
間違っていたら…

税額を多く申告していたとき
税務署に用意してある更正の請求書に既に申告した金額などを記入して訂正します。ただし、この更正の請求ができる期間は、通常は申告期限から1年以内です。

税額を少なく申告していたとき
申告をした税額が少なかった場合又は還付を受けた税金が多かった場合は、「修正申告」をしてください。

税務署の調査を受ける前に自主的に修正申告すれば、過少申告加算税はかかりません。

確定申告を忘れていたとき

すぐに「確定申告」をしましょう。税務署の調査を受ける前に申告すれば、無申告加算税が軽減されます。

問い合わせ

松山税務署
☎ 941-9121
役場税務課町民税係
☎ 985-4110

平成18年度 納税期間のお知らせ

税目	期別	納期限	口座振替日	口座振替日
			(銀行・信金・郵便局)	(農協)
固定資産税	第1・全期	5月1日	4月25日	4月27日
		7月31日	7月25日	7月27日
		12月25日	12月25日	12月25日
		平成19年 2月28日	2月26日	2月27日
軽自動車税	全期	5月31日	5月25日	5月29日
町県民税	第1・全期	6月30日	6月26日	6月27日
		8月31日	8月25日	8月28日
		10月31日	10月25日	10月27日
		平成19年 1月31日	1月25日	1月29日
国民健康保険税	第1・全期	7月31日	7月25日	7月27日
		8月31日	8月25日	8月28日
		10月2日	9月25日	9月27日
		10月31日	10月25日	10月27日
		11月30日	11月27日	11月27日
		12月25日	12月25日	12月25日
		平成19年 1月31日	1月25日	1月29日
		2月28日	2月26日	2月27日
		4月2日	3月26日	3月27日

※ 口座振替の方で振替日に残高不足で引落しできなかった場合は、納期月の翌月10日（休日の場合は翌日又は翌々日）にもう一度口座振替させていただきます。

松前町福祉バスのご利用について

松前町福祉バスが運行しているのをご存知ですか？

福祉バスは、高齢者・障害者など、いわゆる交通弱者等の役場周辺の公共施設への交通手段確保のために運行を行っています。

施設ご利用の際は、身近で便利な福祉バスをご利用ください。

